温暖化対策·環境創造· 資源循環委員会 平成30年12月13日 環境創造局説明資料

市第75号議案 横浜自然観察の森条例の一部改正

1 趣旨

横浜自然観察の森について、事業者のノウハウや創意工夫による市民サービスの向上と効率的な管理運営を図るため、管理を指定管理者に行わせるとともに利用料金制を導入します。

このため、横浜自然観察の森条例の一部を改正し、導入に関する規定等を追加します。

2 施設の概要

- (1) 設置年月日 昭和61年3月27日
- (2) 所 在 地 栄区上郷町1,562
- (3) 主 な 施 設 自然観察センター、ボランティア活動拠点、観察小屋、屋外トイレ、池、 湿地、草地、自然林 ほか
- (4)面 積 45.3ha

3 条例の主な改正内容

- (1) 指定管理者制度の導入に必要な規定の追加
 - ア 指定管理者の指定に関する事項、指定管理者の管理の業務の評価に関する事項、指 定管理者選定評価委員会の設置等について規定【第5条~第7条、第17条】
 - イ 自然観察センター内研修室の利用料金、利用料の徴収方法・減免等について規定 【第14条~第16条】

イルロンかし人	1 th 1 th (0 th 10 th)	(
利用粉袋	│ 1室1日(9時~16 時)	3.000 円 (上限)
1,.11, 11, 1, 1, 1, 71, 71, 71, 71, 71, 71,		0,000 1 (1-12)

(2) 行為の禁止等の規定の追加

横浜自然観察の森における利用の禁止、行為の禁止、行為の制限等について、今回の改正 に合わせて公園条例に準じて規定【第9条~第11条、第13条】

4 施行期日

平成32年4月1日

なお、指定管理者の選定手続きは施行期日に先立ち行う必要があるため、指定管理者選定評価 委員会の設置等に関する規定については、別途、規則で定める日から施行します。

5 今後の予定

平成31年 4~5月 選定評価委員会(選定方法、募集要項の決定)

5月 公募開始

8月 選定評価委員会(選定審査、指定候補者の決定)

11~12 月 第4回市会定例会(議案上程:管理者の指定)

平成32年 4月から 指定管理者制度による管理運営の開始

